

□ 篠路駅周辺地区における都市計画の決定・変更について



図1 道路・土地区画整理事業の都市計画決定・変更箇所図

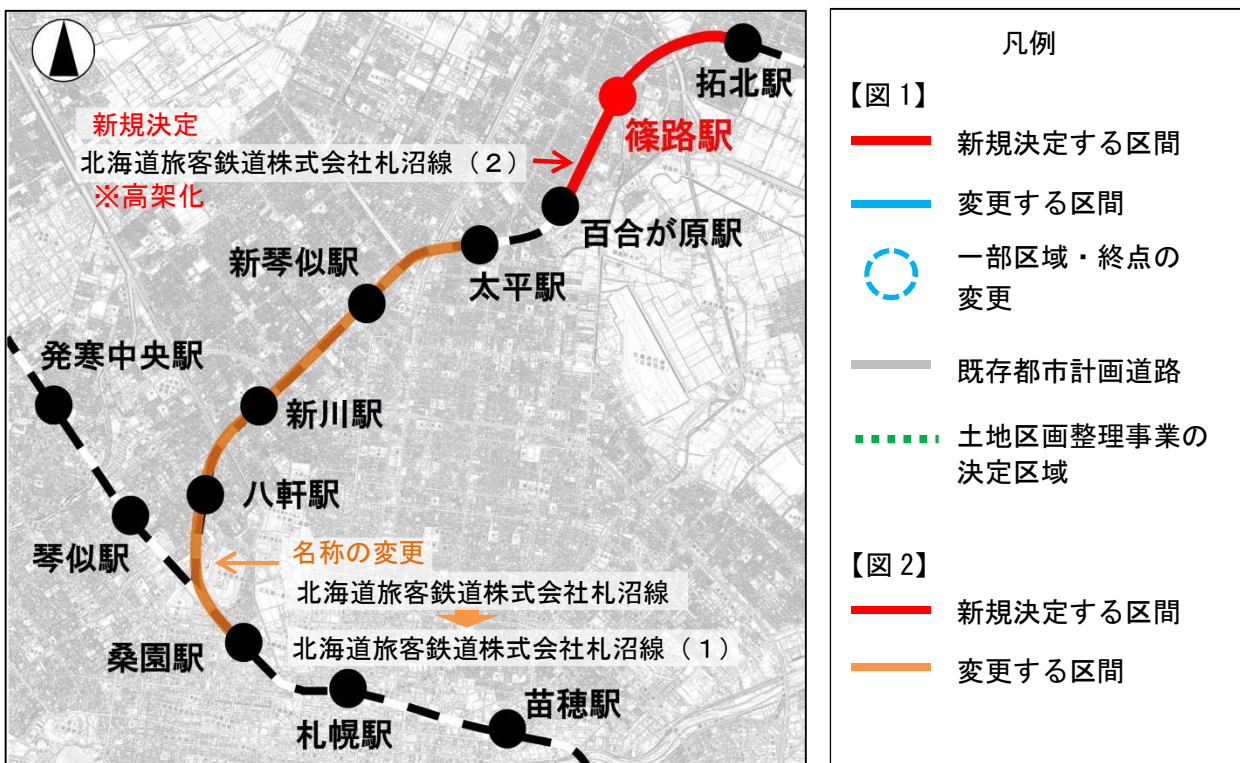


図2 都市高速鉄道の変更箇所図

□都市計画決定・変更に係る経緯（理由）

- ・篠路駅周辺地区は、昭和 63 年度に策定された「第 3 次札幌市長期総合計画」において、地域の生活文化の拠点となる地域中心核に位置付けられた。これまで、地域のまちづくりへの取組が本格化した平成 7 年度以降、地域の方々とともにワークショップや勉強会などを積み重ね、平成 9 年度にはまちづくりの目標像となる「まちづくりガイドライン」を、平成 13 年度には整備計画となる「篠路駅周辺地区まちづくり事業計画」を策定するなど、地域の方々と札幌市との協働によるまちづくりを進めてきた。また、本市の新たなまちづくり指針として平成 25 年度に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」でも、地域交流拠点として位置付けられている。
- ・現在の篠路駅周辺は、駅西側での市街地再開発事業や駅前広場整備など一部の事業が完了しているが、鉄道による市街地の分断、横新道の踏切付近での慢性的な交通混雑、駅周辺での社会基盤が弱いなどの課題を抱え、地区全体のまちづくりは道半ばの状況にある。
- ・このような中、当地区において地域が抱える課題を解消するとともに、拠点としての役割を機能させていくため、改めて「篠路駅周辺地区まちづくり事業計画」の柱である鉄道高架と土地区画整理による一体的なまちづくりの実現を目指し、その整備内容を示した「篠路駅周辺地区まちづくり実施計画」を平成 25 年度に策定した。
- ・今回、「篠路駅周辺地区まちづくり実施計画」に示した鉄道の連続立体交差事業と土地区画整理事業、周辺の道路整備を柱とした一体的なまちづくりを実現していくために、都市高速鉄道、道路、土地区画整理事業について、都市計画の決定・変更を行うものである。

□都市計画の内容

1 道路の変更

(1) 路線の新規決定

- ・ 3・4・621 篠路駅中央通 : 幅員 18m (2 車線)
- ・ 7・5・42 篠路駅前団地本通 : 幅員 15m (2 車線)
- ・ 8・7・39 高架側道 7 号線 : 幅員 6m (自転車・歩行者専用道路)

(2) 区域等の変更

- ・ 3・4・28 東 8 丁目・篠路通 : 幅員 20m (4 車線) 一部区域 (道路交差部) の変更
- ・ 3・3・69 篠路通 : 幅員 27m (4 車線) 一部区域 (道路交差部) の変更
- ・ 3・4・71 横新道 : 幅員 20m (4 車線) 構造の変更、線形変更
- ・ 3・4・147 篠路駅西通 : 一部区域 (駅前広場) の変更
- ・ 3・4・197 篠路駅東通 : 一部区域 (駅前広場) の変更
- ・ 7・5・27 上篠路循環通 : 幅員 14m (2 車線) 終点の変更

2 都市高速鉄道の変更

(1) 路線の新規決定

- ・ 北海道旅客鉄道株式会社札幌線 (2)

(2) 路線の名称の変更

- ・ 北海道旅客鉄道株式会社札幌線 (1) : 北海道旅客鉄道株式会社札幌線からの名称変更

3 土地区画整理事業の決定

- ・ 篠路駅東口土地区画整理事業：約 4.4ha

【道路の変更について】

- ・ 3・4・147 篠路駅西通及び 3・4・197 篠路駅東通の駅前広場については、現在既存駅舎にあわせた都市計画区域となっているが、鉄道の連続立体交差に伴い、駅舎の形状が変わるため、新たな駅舎の形状に合わせた区域に変更を行う。(図 3)
- ・ 8・7・39 高架側道 7 号線については、鉄道の連続立体交差に伴い、高架部分の側道として、篠路駅周辺の歩行者及び自転車利用者が篠路駅東口駅前広場にアクセスするための自転車・歩行者専用道路として決定する。(図 3)

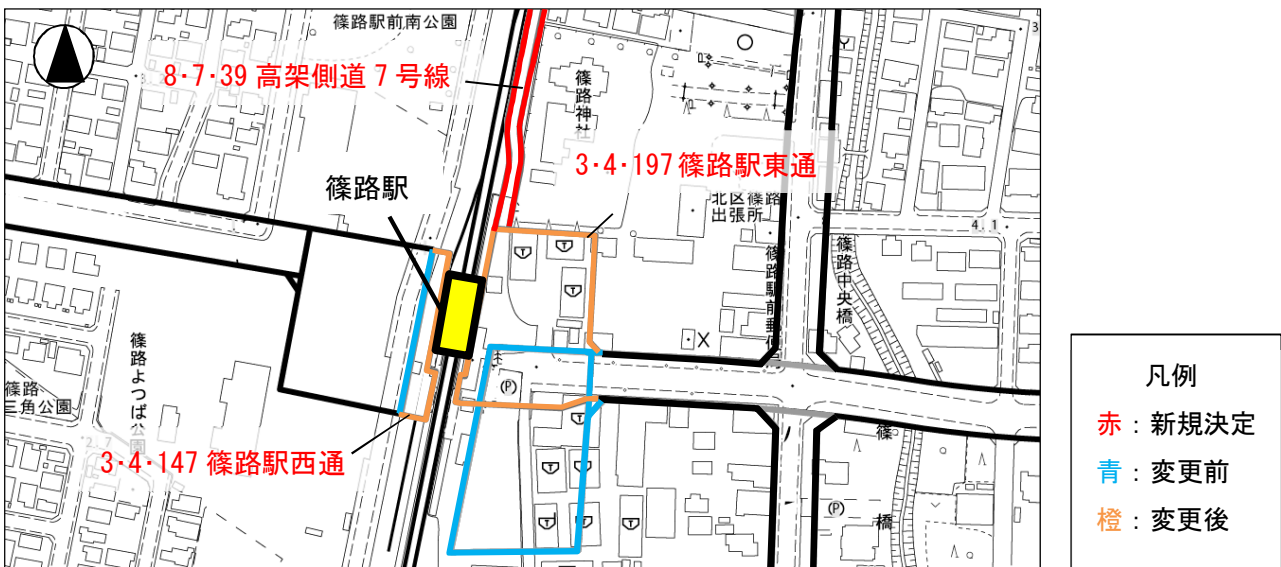


図 3 3・4・147 篠路駅西通、3・4・197 篠路駅東通、8・7・39 高架側道 7 号線の区域

- ・ 7・5・42 篠路駅前団地本通については、現在 JR の東西間の通行は地下歩行者道による通行のみとなっているが、地域住民による鉄道東西間の交通を確保し、東西の分断を解消する道路として新規決定する。なお、3・4・621 篠路駅中央通との交差部の形状を整えるため、既存道路の線形を変更した区域で新規決定を行う。(図 4)

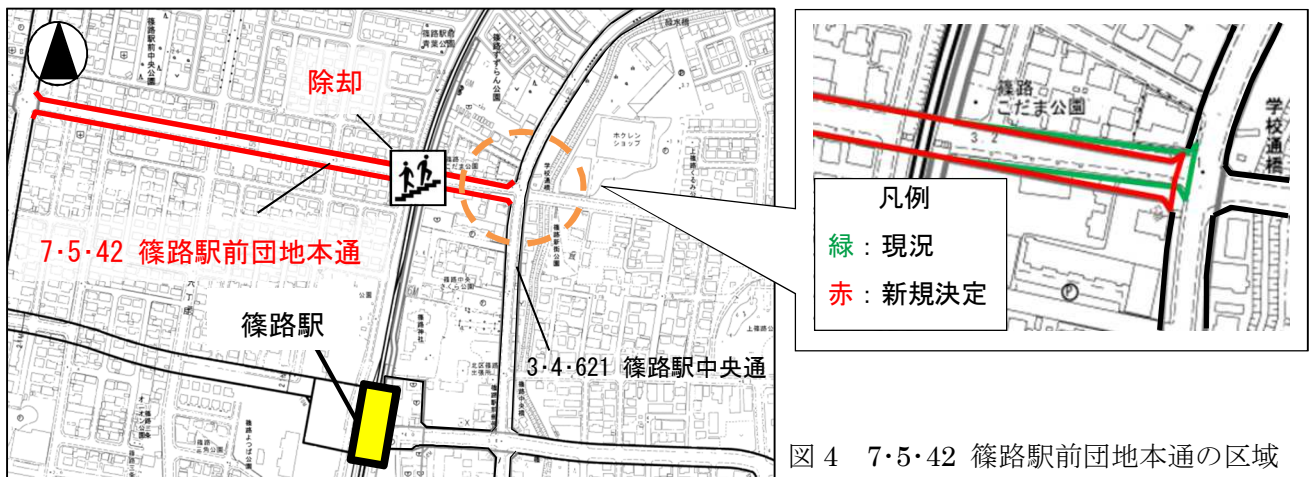


図 4 7・5・42 篠路駅前団地本通の区域

- ・3・4・71 横新道については、現在踏切付近で慢性的な交通混雑が発生しており、JR の東西間における円滑な交通の確保が必要となっている。現在は、JR を跨いで単独交差する計画となっているが、この計画を、鉄道の連続立体交差化に合わせて JR の高架下を通る平面構造に変更するとともに（図 5）、3・4・621 篠路駅中央通の東側における既設道路への擦り付けのため、一部区域を変更する。

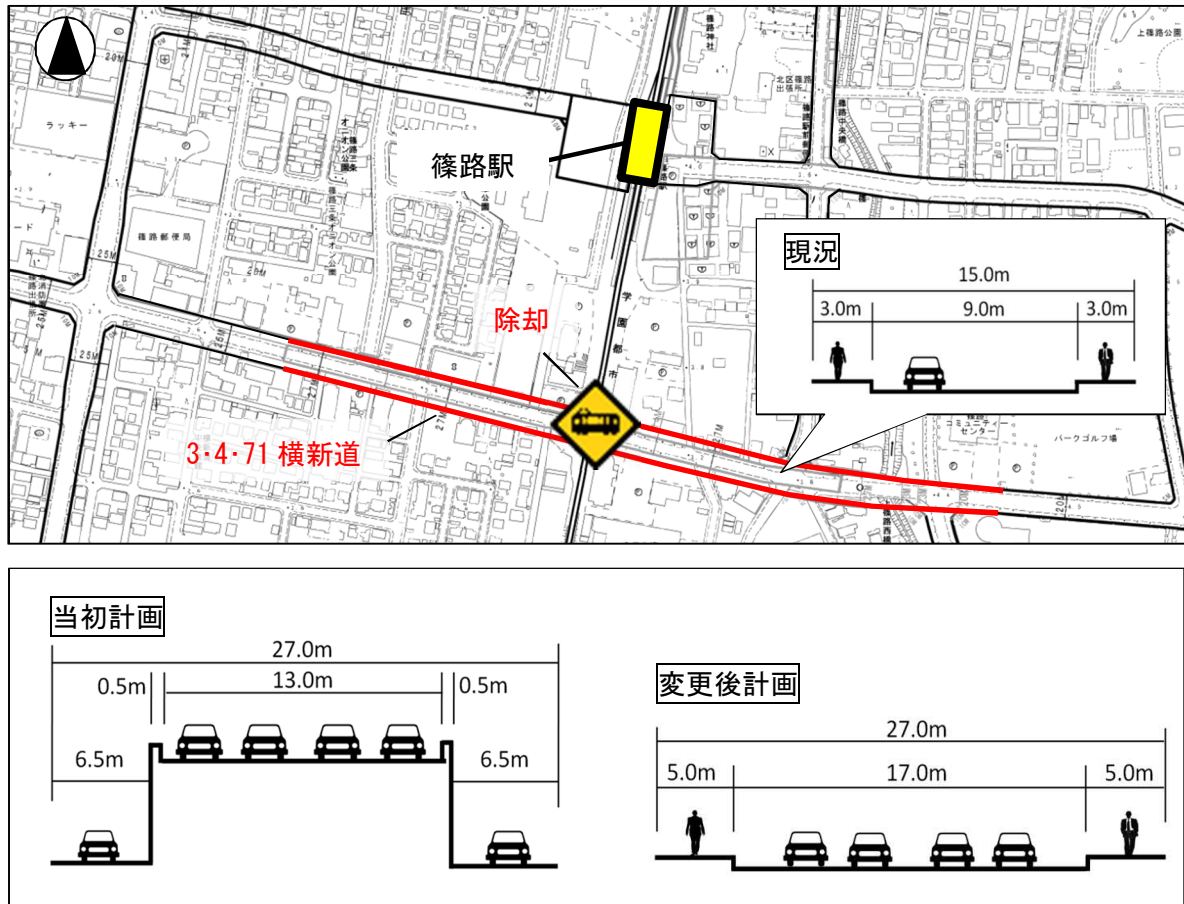


図 5 3・4・71 横新道の変更点

- ・3・4・621 篠路駅中央通については、篠路駅周辺地区における道路ネットワークの観点から、鉄道の東西間を繋ぐ 3・4・71 横新道及び 7・5・42 篠路駅前団地本通と 3・3・69 篠路通を南北方向に繋ぐ道路として、新たに追加する。（図 6）
- ・上記の他、3・4・28 東 8 丁目・篠路通、3・3・69 篠路通、7・5・27 上篠路循環通については、道路との交差部において、都市計画区域の形状を整えるために、隅切などの一部区域や終点を変更する。

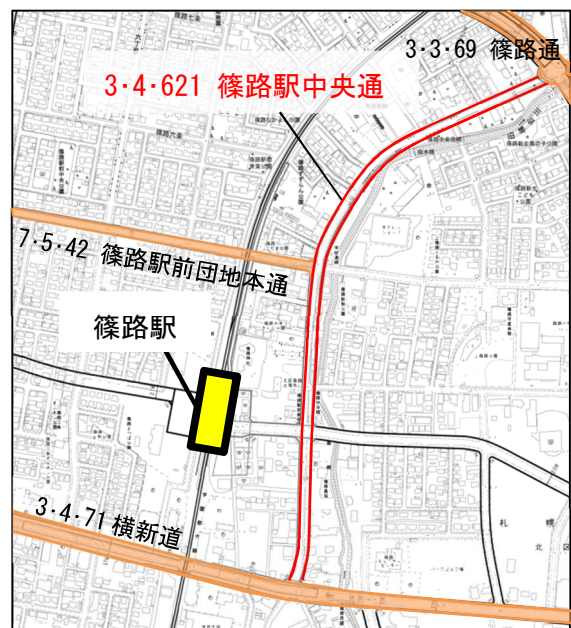


図 6 7・5・42 篠路駅前団地本通の区域

【都市高速鉄道の変更について】

- ・ 既存の高架区間である「北海道旅客鉄道株式会社札沼線」の名称を、「北海道旅客鉄道株式会社札沼線（1）」に変更し、新たに鉄道の連続立体交差事業を行う区間を「北海道旅客鉄道株式会社札沼線（2）」として決定する。

【土地区画整理事業の決定について】

- ・ 篠路駅東口エリアにおける弱い社会基盤施設の整備や交通結節点としての機能強化等の面的整備と鉄道高架事業や周辺街路事業とを一体的に行うため、篠路駅東口土地区画整理事業を決定する（図 7）。土地区画整理事業により、利用度の低い残地を発生させず、また、既存の地域コミュニティを維持しながら道路等の整備改善と宅地の整備を同時に行うことができる（図 8）。

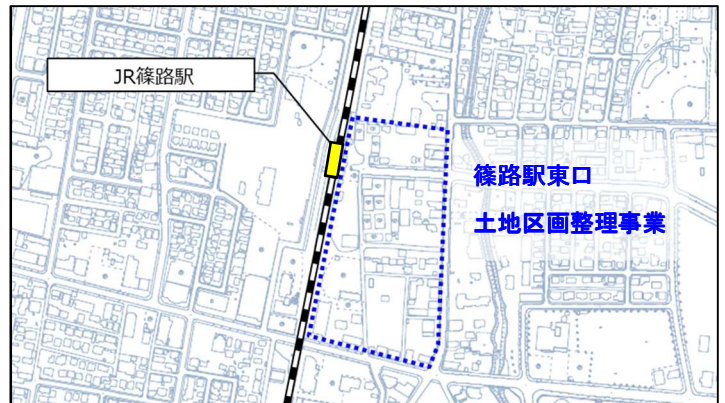


図 7 土地区画整理事業区域

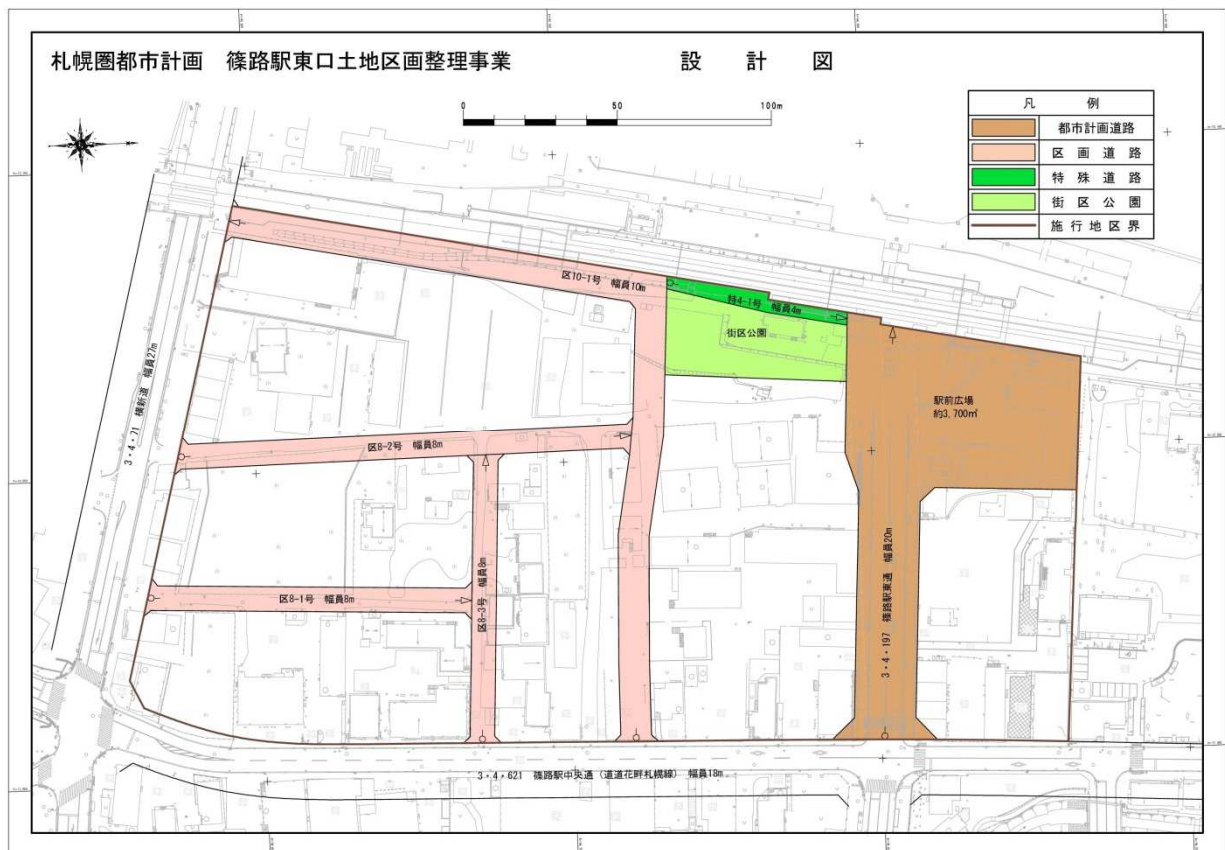


図 8 土地区画整理事業設計図(案)